

●香川県告示第133号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和6年6月7日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 中土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 令和6年5月30日
- 3 指定道路の位置 丸亀市中府町四丁目385番1の一部及び385番7の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.99メートル～6.00メートル  
延長 16.57メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。